

浜松市で働く介護職員等が対象

奨学金の返済を 支援します！



浜松市介護職員等奨学金返済支援事業

浜松市内の介護サービス事業所に就職し、働きながら奨学金を返済する常勤の介護職員等に対して、奨学金返済額の一部を支給します。

概要

奨励金額

奨学金返済額の2分の1（上限36万円/年）※最長3年

対象となる奨学金

- 日本学生支援機構奨学金
- あしなが育英会奨学金
- 交通遺児育英会奨学金
- 地方公共団体又は学校等奨学金
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金
- 社会福祉協議会生活福祉資金、教育支援資金

対象

対象者

- ① 浜松市内介護サービス事業所の常勤の介護職員等
介護職員 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士
- ② 申請日現在、入職から3年を経過していないこと。
- ③ 同一介護サービス事業所に勤務し、1年以上継続して働く意志があること。
- ④ 本人が奨学金を返済していること。
- ⑤ 奨学金返済に係る他の補助(助成)を受けていないこと。

浜松市介護保険課へ申請書・必要書類を提出してください。詳しくは、浜松市ホームページをご覧ください。



〒430-8652

浜松市中区元城町103-2

浜松市役所 介護保険課 総務・給付グループ

☎053-457-2862 ✉kaigo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市 介護職員奨学金

